

不法投棄

禁



止

野外焼却

Ⓢ 廃棄物に関する通報やお問合せは、地元市町村または、お近くの環境管理事務所へ Ⓢ

■産業廃棄物指導課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL.048(830)3136

■中央環境管理事務所

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
TEL.048(822)5199

■西部環境管理事務所

〒350-1124 川越市新宿町1-1-1
TEL.049(244)1250

■東松山環境管理事務所

〒355-0024 東松山市六軒町5-1
TEL.0493(23)4050

■秩父環境管理事務所

〒368-0042 秩父市東町29-20
TEL.0494(23)1511

■北部環境管理事務所

〒360-0031 熊谷市末広3-9-1
TEL.048(523)2800

■越谷環境管理事務所

〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82
TEL.048(966)2311

■東部環境管理事務所

〒345-0025 杉戸町清地5-4-10
TEL.0480(34)4011



埼 玉 県

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(要約)

不法投棄禁止(第16条)

**何人も、みだりに
廃棄物を捨てては
ならない。**

罰則

野外焼却禁止(第16条の2)

**何人も、次に掲げる
方法による場合を除き
廃棄物を焼却しては
ならない。**

- ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却
又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

廃棄物を不法投棄した者 及び 違法に野外焼却した者(未遂行為も含む)

5年以下の懲役 又は 1千万円以下の罰金、又はこれを併科
(法人に対して1億円以下の罰金)

廃棄物を不法投棄 又は 野外焼却する目的で収集 又は 運搬した者

3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金、又はこれを併科

処理基準の遵守(第12条第1項)

【主な産業廃棄物処理基準】

産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合は、

- ① 運搬車両の車体に環境省令で定める事項を表示すること
- ② 飛散及び流出しないようにすること
- ③ 悪臭、騒音又は振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること
- ④ 産業廃棄物の保管を行う場合は、
 - (1) 周囲に囲いを設けること
 - (2) 見やすい所に必要な事項を掲載した掲示板を設置すること
(掲示板の大きさは60cm×60cm以上)
 - (3) 飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が飛散しないようにすること
 - (4) ねずみ、蚊・ハエ等の害虫が発生しないようにすること
 - (5) 保管量が1日当たりの平均的な搬出量の7倍を超えないこと
 - (6) 環境省令に定めた高さを超えないこと

【運搬車両の車体に表示する事項等】

- ① 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
(JIS Z8305 140ポイント以上)
- ② 氏名又は名称
- ③ 許可業者においては固有番号
(JIS Z8305 90ポイント以上)
- ④ 車体の両側面に識別しやすい色の文字で表示する

【表示例】

産業廃棄物運搬車

(株) ○ × 興 業
許可番号 ※ ※ ※ ※ ※ ※

JIS Z8305
140ポイント(約5cm)以上

JIS Z8305
90ポイント(約3cm)以上

産業廃棄物不法投棄110番

フリーダイヤル



0120-530-384

産業廃棄物の不法投棄を発見したら、
すぐに通報してください。



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県では、民間事業者と

「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結んでいます。

協力事業者 東京電力(株)埼玉支店・(社)埼玉県トラック協会・武州ガス(株)・ヤマト運輸(株)西埼玉主管支店
日本通運(株)埼玉支店・佐川急便(株)関東支社・(社)埼玉県産業廃棄物協会
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部・(財)日本釣振興会埼玉県支部・埼玉県タクシー協会